

学校生協の福利厚生制度

「グループ共済」・「きずな」

2024年度 配当率のおしらせ

「グループ共済(生保部分)」・「きずな」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。2020年度より導入されました「就業不能サポート制度」も配当金の対象となります。

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。グループ共済(損保部分)・リビングリスク総合補償制度、総合医療サポート、医療プラン、医療費給付(先進医療型)、重病克服支援制度、所得補償制度、健康づくりサポートには、配当金はありません。配当金総額より制度運営費等、制度運営にかかる事務手数料を控除し配当率を算出します。

※ただし、保険期間の途中で脱退された場合には、配当金の還付はありません。

グループ共済(生保部分)	47.954%
きずな	30.841%
就業不能サポート制度	8.227%



また、「所得補償制度」は一年間給付がなかった場合に、無事故戻し返れい金をお返ししております。(所得補償保険部分の掛金の20%)

配当金お支払予定は2025年3月14日です。
送金に向けて作業中です。今しばらくお待ちくださいませ。



グループ共済制度内容等の詳細はパンフレットをご一読ください。

「グループ共済」「きずな」は年に一度しかお手続きできない制度です。

保険(加入)期間: 例年1月1日~12月31日(1年更新)

募集期間: 例年7月~9月

この期間に制度推進員が学校訪問をさせていただきご案内します。

※地域・学校によって推進員が訪問しない場合もありますので予めご了承ください。

ご興味のある方や説明希望の方は学校生協までご連絡ください。